

# 青森県公共施設等総合管理方針

～次世代への価値ある施設の継承のために～

令和7年2月

青 森 県



青森県公共施設等総合管理方針  
～次世代への価値ある施設の継承のために～

－ 目 次 －

第一章 はじめに	1
(1) 方針策定の趣旨	
(2) 対象とする公共施設等	
(3) 対象期間	
(4) これまでの取組	
第二章 公共施設等に関する現状と課題	3
(1) 公共建築物	
(2) インフラ施設	
(3) 有形固定資産減価償却率の推移	
(4) 取り巻く環境の変化	
第三章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	12
(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	
(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
(3) 地方公会計（固定資産台帳）の活用	
(4) 方針のフォローアップ及び見直し	
第四章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	16

## 【青森県公共施設等総合管理方針における用語の定義】

- ※1 **公共施設等**：県が所有又は管理する公共建築物及びインフラ施設をいう。
- ※2 **ファシリティマネジメント**：建物・設備等をはじめとする財産を経営資産と捉え、経営的視点に基づき、総合的・長期的観点からコストと便益の最適化を図りながら、財産を戦略的かつ適正に管理・活用することをいう。
- ※3 **アセットマネジメント**：インフラ施設を資産と捉え、その状態を定期的に把握・評価し、中長期的な予測の基で最適な維持管理を行う組織体制も含めた総合的なマネジメントをいう。
- ※4 **公共建築物**：建築物（インフラ施設に付随する建築物を除く。）及びその敷地をいう。本方針においては不用となった土地を含む。
- ※5 **ライフサイクルコスト（LCC）**：公共施設等の企画構想から計画設計、建設、運用、解体廃棄段階までの一生に係るコストをいう。
- ※6 **PPP**：Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものをいう。
- ※7 **PFI**：Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法をいう。（PFI法に基づく事業）
- ※8 **NETIS**：New Technology Information System の略。国土交通省が新技術の活用のため、新技術に関わる情報の共有及び提供を目的として整備した新技術情報提供システムのことをいう。

## 第一章 はじめに

### (1) 方針策定の趣旨

県では、高度経済成長期以降、人口増や経済成長に伴う県民ニーズに対応するため、多くの公共施設等※<sub>1</sub>を整備してきました。

しかしながら、厳しい財政状況が続く中で、これらの公共施設等の老朽化が進み、維持管理・更新等に係る経費が増大する状況にあることから、老朽化対策が大きな課題となっています。また、人口減少や少子化・高齢化の進行などから社会構造や県民ニーズも変化しており、公共施設等を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の下、県では、ファシリティマネジメント※<sub>2</sub>や橋梁アセットマネジメント※<sub>3</sub>の手法を導入するなど、全国に先駆けて公共施設等の効果的・効率的な維持管理や長寿命化などの取組を進めてきたところです。

さらに、これまで分野別に進めてきたこれらの取組を統合することで、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、次世代への価値ある施設の継承を図ることを目的として、「青森県公共施設等総合管理方針（以下「方針」という。）」を策定しました。

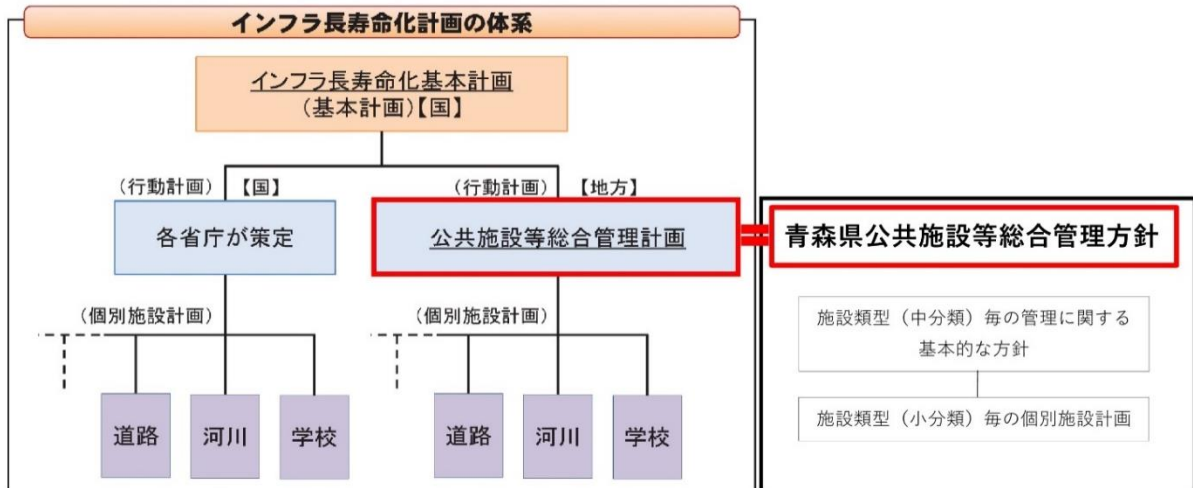
なお、この方針は、平成 26 年 4 月に総務省から策定要請があった「公共施設等総合管理計画」に該当するものです。（図 1）

今回の方針の改定は、策定から 10 年が経過し、社会情勢の変化等を踏まえ所定の見直しを行うものです。

#### <策定・改定の経緯>

- ①平成 26 年 4 月総務省からの策定要請を受け、平成 28 年 2 月に方針を策定
- ②平成 30 年 4 月総務省から、公共施設等適正管理推進事業債（以下「公適債」という。）にユニバーサルデザイン化事業を追加することを受け、平成 31 年 1 月に方針を改定
- ③令和 3 年 1 月総務省から公共施設等総合管理計画の見直しに関する通知及び令和 4 年 4 月に公適債に脱炭素化事業を追加することを受け、令和 5 年 3 月に方針を改定

図 1 方針の位置づけ



(2) 対象とする公共施設等

県が所有又は管理する公共建築物※4、インフラ施設及び地方独立行政法人の施設を対象とします。

表 1 対象とする公共施設等

公共建築物	行政財産	公用財産	庁舎等、その他公用財産
		公共用財産	福祉施設、公衆衛生施設、農林水産業施設、商工観光施設、県営住宅等、学校、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、病院、駐車場
	普通財産	貸付財産、職員公舎、その他	
インフラ施設	行政財産		道路、河川、下水道、港湾、空港、鉄道、公園、工業用水等
地方独立行政法人			試験研究施設等、大学施設等

(3) 対象期間

令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間としますが、方針の進捗状況や行財政改革大綱の改定等により、計画期間内であっても見直しを行うことがあります。

(4) これまでの取組

県では、公共建築物において、平成 16 年度にファシリティマネジメントの導入に着手し、平成 19 年 3 月には「青森県県有施設利活用方針（現青森県公共建築物利活用方針）」を策定し、公共建築物の有効活用を推進してきました。この方針に基づく公共建築物の保有総量縮小等の取組を推進するため、廃止となった庁舎等の利活用や利用調整による建築物の共同利用等に関し、「県有不動産利活用推進会議」において全庁的な検討を行い、不用となった庁舎等につ

いては積極的に売却等を進めています。また、長寿命化に向けて必要となる技術指針等の整備を行うとともに、従来のように建築後 30～40 年程度で建て替えるのではなく、さらに 40 年程度使用するための改修工事を行っています。

また、インフラ施設においては、「青森県橋梁長寿命化修繕計画」等の個別施設計画を策定し、長寿命化やコストの縮減・平準化等に取り組んでいます。

## 第二章 公共施設等に関する現状と課題

### (1) 公共建築物

#### ア 現状

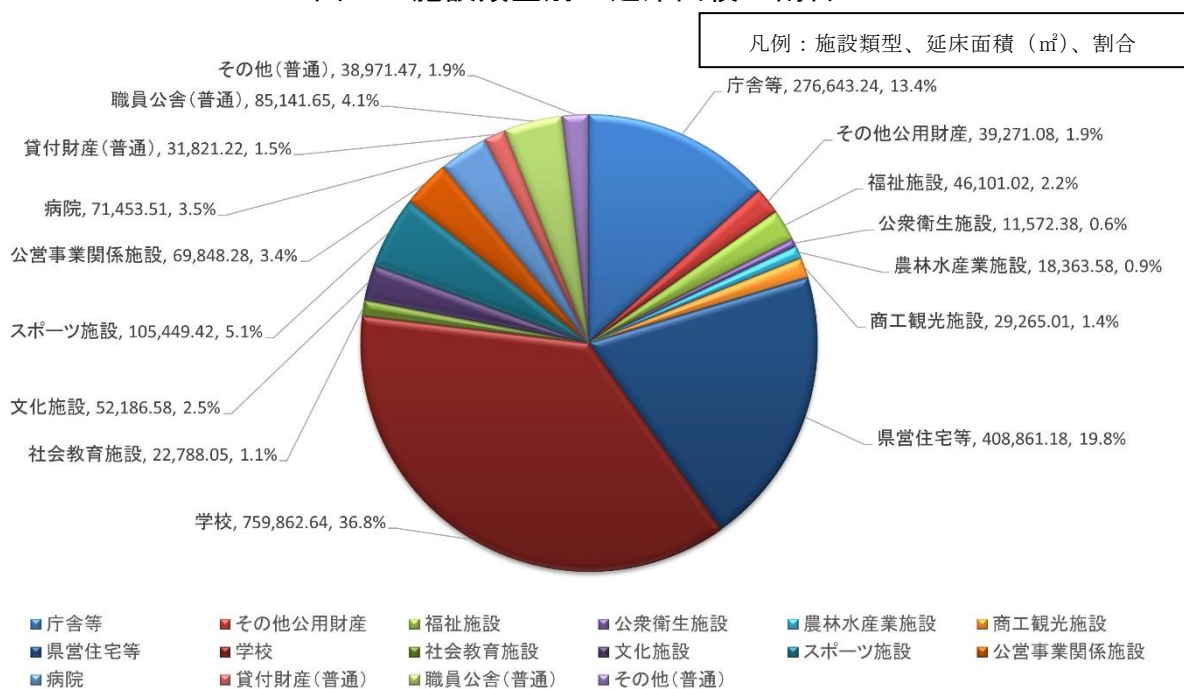
県が所有する公共建築物は、令和 6 年 3 月 31 日時点で延床面積約 207 万㎡となっています。公共建築物の延床面積が最も多かったのは平成 18 (2016) 年度でしたが、その後は行財政改革や公共建築物の利活用の取組等により減少の傾向にあります。

施設区分別の延床面積では、学校が最も多く、約 76 万㎡と全体の約 37% を占め、次いで県営住宅等の約 41 万㎡ (約 20%)、本庁舎や合同庁舎、警察署等の庁舎等の約 28 万㎡ (約 13%) となっています。

また、県が所有する土地の面積は、令和 6 年 3 月 31 日時点で約 1,329 万㎡となっています。土地の面積が最も多かったのは平成 15 (2003) 年度でしたが、建築物と同様の取組等により減少の傾向にあります。

施設区分別の土地面積では、学校が最も多く、約 530 万㎡と全体の約 40% を占め、次いで貸付財産 (普通) の約 390 万㎡ (約 29%)、県営住宅等の約 79 万㎡ (約 6%) となっています。

図 2 施設類型別の延床面積の割合



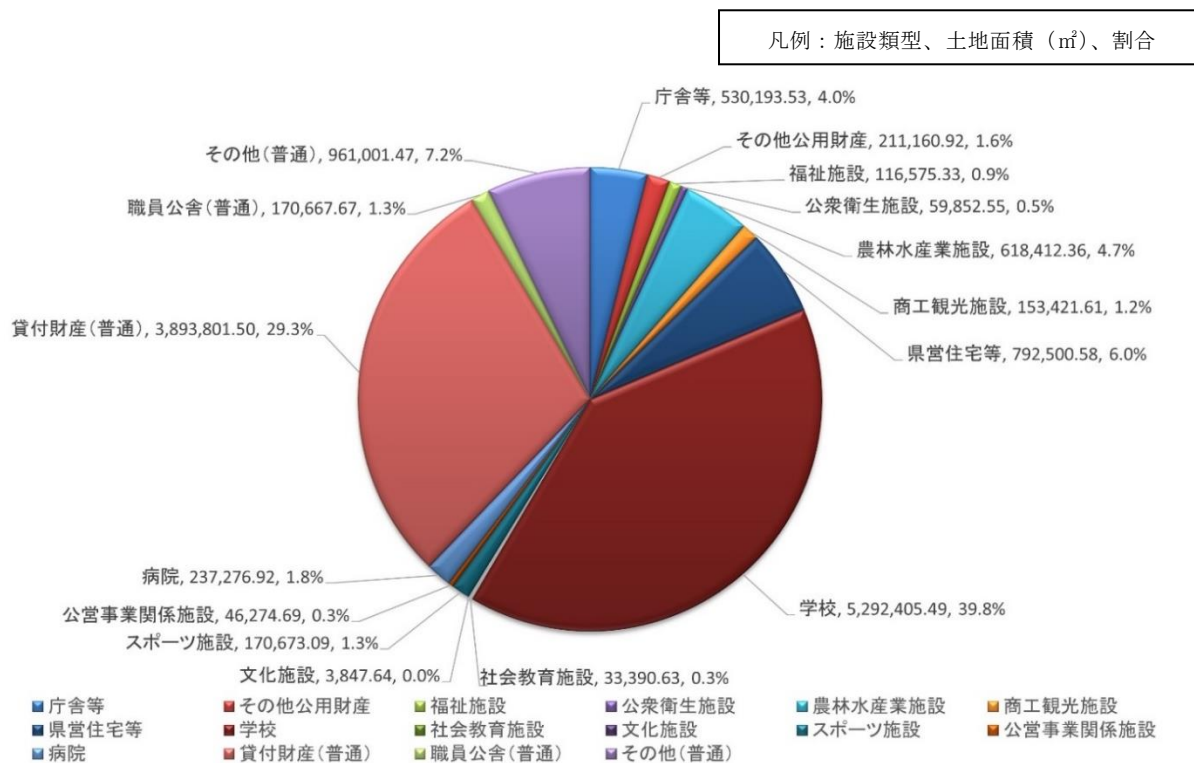
「財産管理課 調べ」

表2 公共建築物の概要（令和6年3月31日時点）

施設類型		延床面積（㎡）	施設数	備考
行政財産	公用財産	庁舎等	276,643.24	223
		その他公用財産	39,271.08	44
	公共用財産	福祉施設	46,101.02	11
		公衆衛生施設	11,572.38	12
		農林水産業施設	18,363.58	22
		商工観光施設	29,265.01	28
		県営住宅等	408,861.18	39
		学校	759,862.64	98
		社会教育施設	22,788.05	4
		文化施設	52,186.58	3
		スポーツ施設	105,449.42	4
		公営事業関係施設	69,848.28	7
	病院	71,453.51	2	
普通財産	貸付財産	31,821.22	11	
	職員公舎	85,141.65	120	
	その他	38,971.47	24	
合計		2,067,600.31	652	

「財産管理課 調べ」

図3 施設類型別の土地面積の割合



「財産管理課 調べ」



表3 土地の概要（令和6年3月31日時点）

施設類型		敷地面積（㎡）	備考
行政財産	公用財産	庁舎等	530,193.53
		その他公用財産	211,160.92
	公共用財産	福祉施設	116,575.33
		公衆衛生施設	59,852.55
		農林水産業施設	618,412.36
		商工観光施設	153,421.61
		県営住宅等	792,500.58
		学校	5,292,405.49
		社会教育施設	33,390.63
		文化施設	3,847.64
		スポーツ施設	170,673.09
		公営事業関係施設	46,274.69
	病院	237,276.92	
普通財産	貸付財産	3,893,801.50	
	職員公舎	170,667.67	
	その他	961,001.47	
合 計		13,291,455.98	

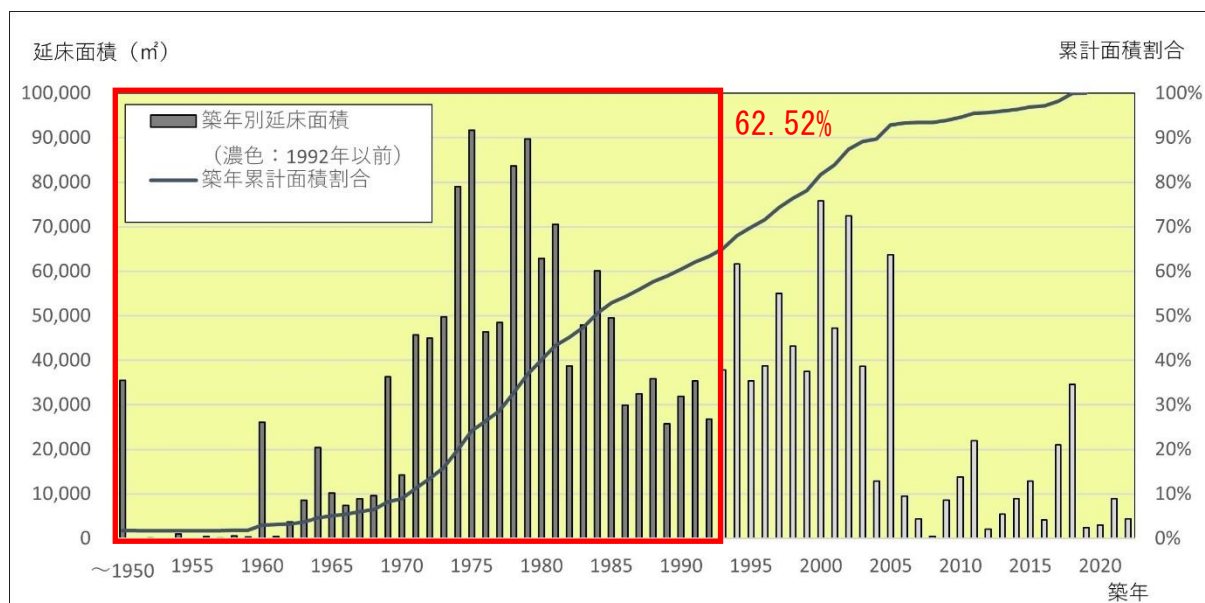
「財産管理課 調べ」

## イ 課題

公共建築物については、県の人口が減少に転じた昭和 58（1983）年以降も県民生活等を支えるため必要な整備を行ってきたことにより平成 18（2006）年度まで増加し続けていました。また、令和 4（2022）年度には、従来の建替えの目安である築後 30 年を経過するもの（平成 4（1992）年以前建築のもの）が全体の約 6 割を超えるなど公共建築物の老朽化が進み、その維持管理・更新等に係る経費が増大する状況にあります。

厳しい財政状況にあって、これら膨大な量の公共建築物を効率的に管理し、効果的に利活用することが喫緊の課題となっています。

図4 公共建築物の築年数別床面積の状況（令和5年3月31日時点）



「財産管理課 調べ」

## (2) インフラ施設

### ア 現状

県が所有又は管理しているインフラ施設は、道路、港湾、空港等の産業インフラ、河川管理施設、砂防、治山等の国土保全のためのインフラ、下水道、公園等の生活関連インフラ等、また、都市や農山漁村を形成するインフラなど多岐にわたっています。

表4 県が所有するインフラ施設の概要

(令和5年3月31日時点)

施設類型	主な施設数等
道路	道路 224 路線・3,639.7km、橋梁 2,257 橋・66.74km (R3.3.31 時点最新の延長)
河川管理施設	ダム 8 基、樋門・樋管 699 基、水門等 11 基
砂防関係施設	砂防ダム 829 基、床固工 118 基、急傾斜地対策工 344 区域、地すべり対策工 15 箇所
海岸保全施設	地区海岸 95 地区（農林水産部及び県土整備部所管分計）
下水道	3 流域下水道等、管渠 159.967km
港湾施設	14 港、外郭施設・係留施設等 1,228 施設
空港	1 空港
鉄道	延長 121.9km・27 駅、トンネル 16 箇所・7.2km、橋梁 299 橋・6.6km、立体交差 97 箇所
公園	3 都市公園
工業用水	1 工業用水道、管路 20,747.9m
農業水利施設等	ダム 10 基、中和処理施設 1

地すべり防止施設	10 地区
治山施設	治山ダム 3,496 基
漁港施設	42 漁港、防波堤・係留施設等 1,516 施設
漁場施設	魚礁漁場・増殖場 290 施設
交通安全施設	信号機 2,511 基

「財産管理課 調べ」

## イ 課題

道路の橋梁を例にすると、建設後 50 年を経過する施設の割合は、令和 5 年 3 月 31 日時点では約 23% ですが、その 10 年後には約 46%、20 年後の令和 25 年 3 月 31 日時点では約 67% と急激に老朽化が進み、港湾施設や治山施設等については、さらに早く老朽化が進む見通しとなっています。

また、インフラ施設は、施設ごとに整備時期に偏りがあるとともに、利用状況、設置された自然環境等により劣化や損傷の進行が異なります。

厳しい財政状況において、これらのインフラ施設の定期的な点検・診断を行い施設の状況を把握し適切な対応を図るなど、効率的に管理することが喫緊の課題となっています。

表 5 主なインフラ施設の老朽化の状況

施設類型	建設後 50 年以上経過する 施設の割合			施設数等
	令和 5 年 3 月	10 年後	20 年後	
道路（橋梁：橋長 15m 以上）	23.4%	46.7%	67.3%	884 橋 ※R4.3 時点
河川管理施設（ダム）	12.5%	25.0%	50.0%	8 基
下水道（管渠）	0.0%	0.5%	29.2%	159.967km
港湾施設（外郭施設・係留施設・ 橋梁・トンネル）	34.9%	58.0%	74.2%	14 港 (1,228 施設)
空港	0.0%	0.0%	0.0%	1 空港
鉄道（橋梁）	92.6%	96.0%	97.0%	299 橋
鉄道（トンネル）	100.0%	100.0%	100.0%	16 箇所
公園	33.3%	33.3%	66.7%	3 都市公園
農業水利施設（ダム）	60.0%	70.0%	80.0%	10 基
治山施設（治山ダム）	39.8%	63.8%	83.8%	3,496 施設
漁港施設（外郭施設・係留施設 等）	20.4%	44.9%	67.8%	42 漁港 (1,516 施設)

「財産管理課 調べ」

### (3) 有形固定資産減価償却率の推移

本県の公共施設等の経年状況を把握するために、平成 29（2017）年度から令和 4（2022）年度までの有形固定資産減価償却率の推移を図 5 に示します。

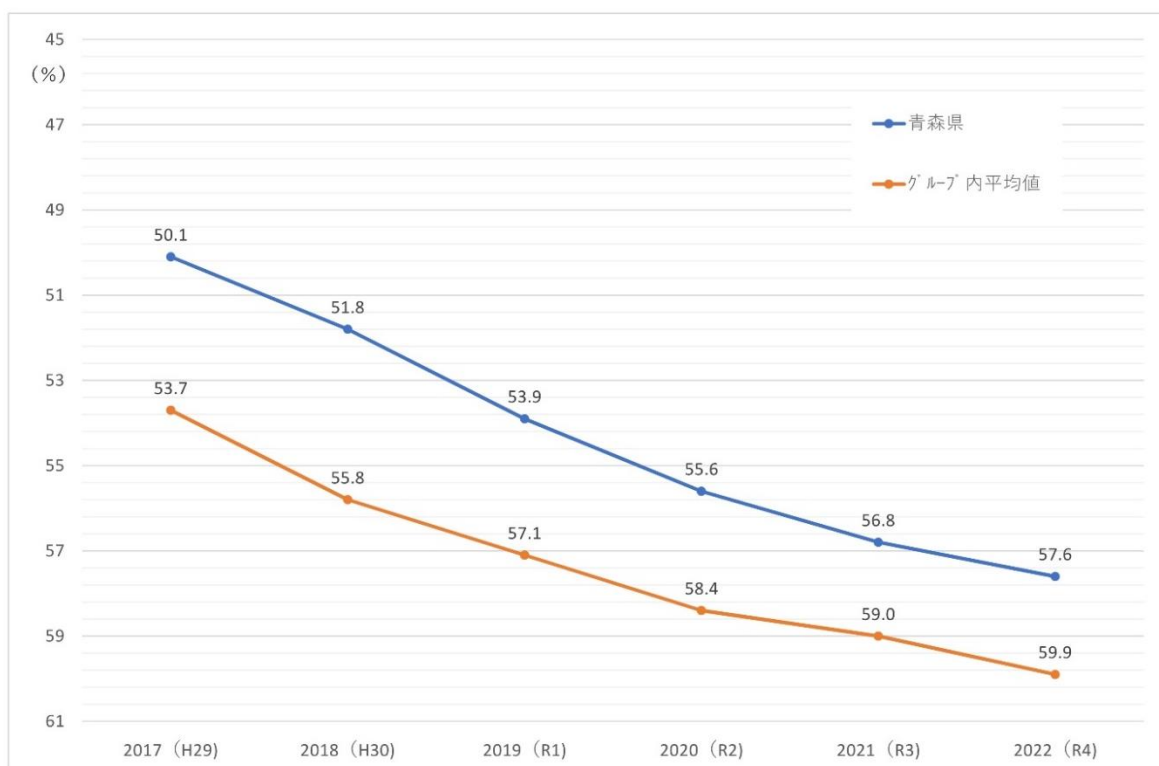
有形固定資産減価償却率が高くなると、それだけ公共施設等の経年が進行していることを表します。本県の有形固定資産減価償却率は類似団体の平均値と比較するとやや低く、施設の経年状況は緩やかなものの、平成 29（2017）年度から令和 4（2022）年度までは 7.5 ポイント増加しており、他県同様上昇傾向にあります。

引き続き、各公共施設等の個別施設計画に基づく計画的な改修等による長寿命化を進めていくなど、公共施設等の適正管理に努める必要があります。

#### 【算定式】

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

図 5 有形固定資産減価償却率の推移



出典) 令和 4 年度財政状況資料集 (総務省)

## (4) 取り巻く環境の変化

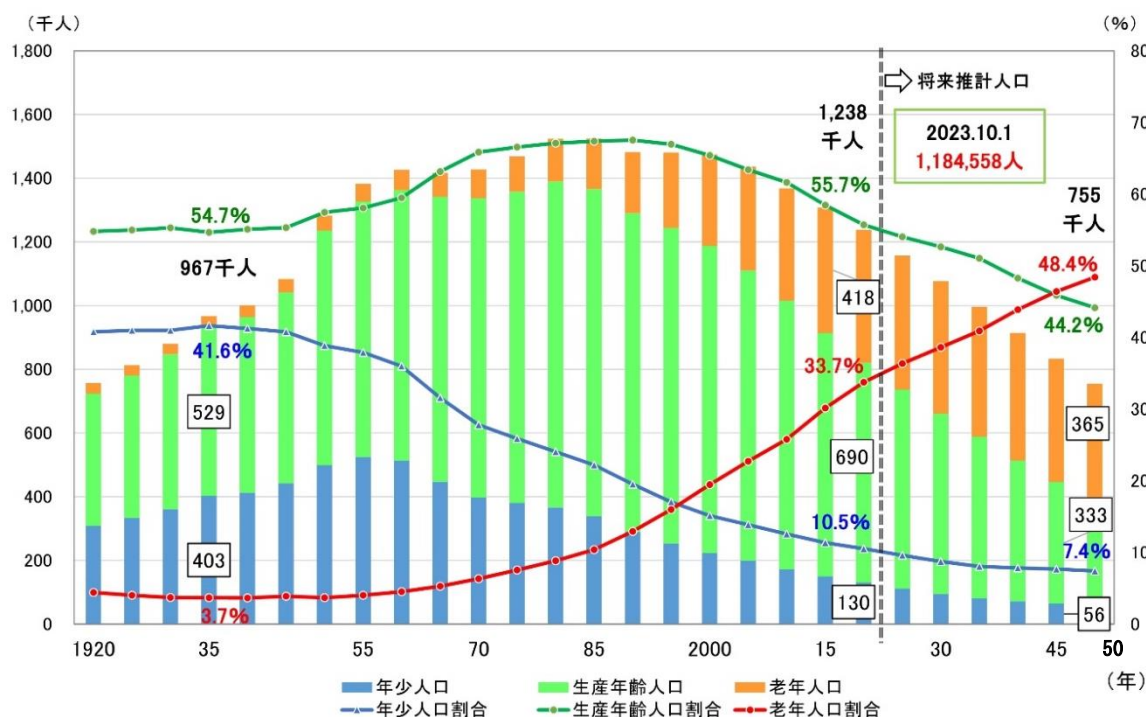
### ア 人口の見通し

本県の人口は、昭和 58（1983）年の 1,529,269 人をピークに減少傾向が続いており、令和 2（2020）年国勢調査では 1,237,984 人と、前回調査と比較して 70,281 人、5.4%の減少となり、減少幅は過去最大となりました。

国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 32（2050）年の本県人口は 75 万 5 千人と推計されています。年齢 3 区分別の内訳をみると 15～ 64 歳の生産年齢人口は 33 万 3 千人、65 歳以上の老年人口は 36 万 5 千人と推計されており、老年人口が生産年齢人口を上回る推計となっています。

年齢 3 区分別の割合は、15 歳未満の年少人口と生産年齢人口の割合が減少する一方で、老年人口割合は一貫して増加していくと推計されています。

図 6 人口の推移（青森県）



資料) 総務省「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口」(令和 5 (2023) 年 12 月)

青森県「人口移動統計調査」

### イ 財政状況

本県の財政環境は、これまでの徹底した行財政改革努力により、財源不足額を着実に圧縮してきましたが、増大する社会保障関係費への対応など引き続き厳しさが見込まれます。また、維持補修費については、各年度、150 億円程度で推移しています。(図 9)

図7 性質別予算構成比（令和6年度）

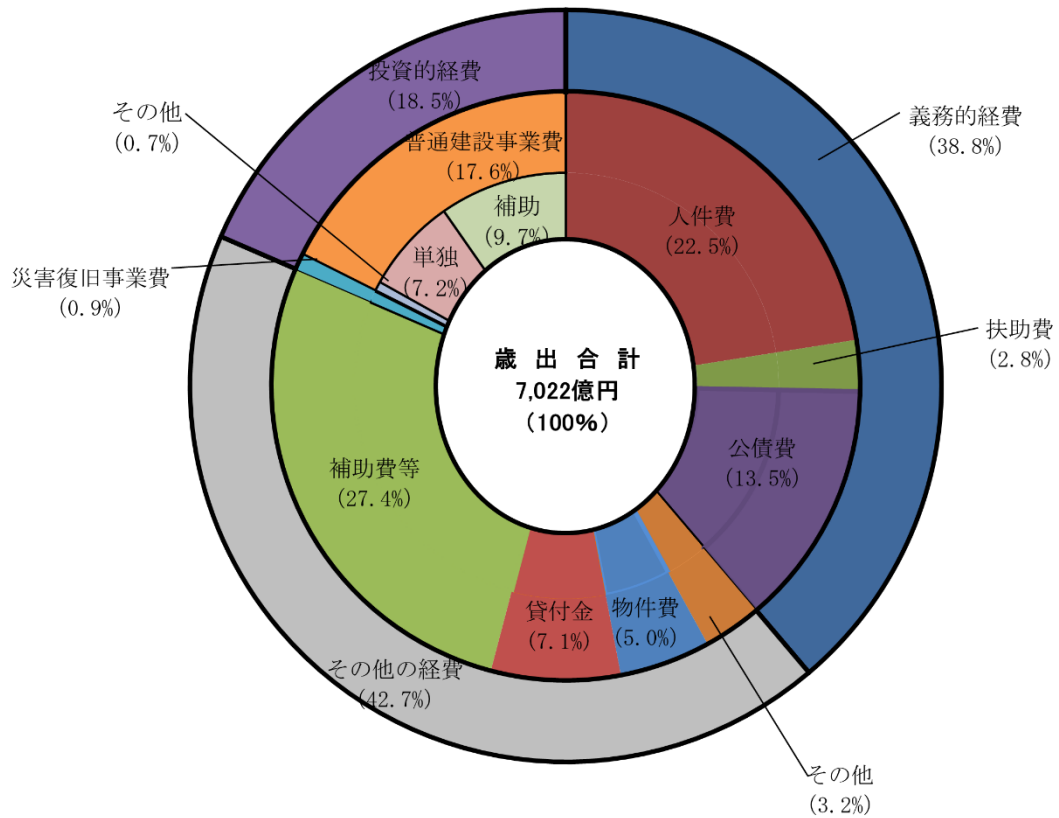
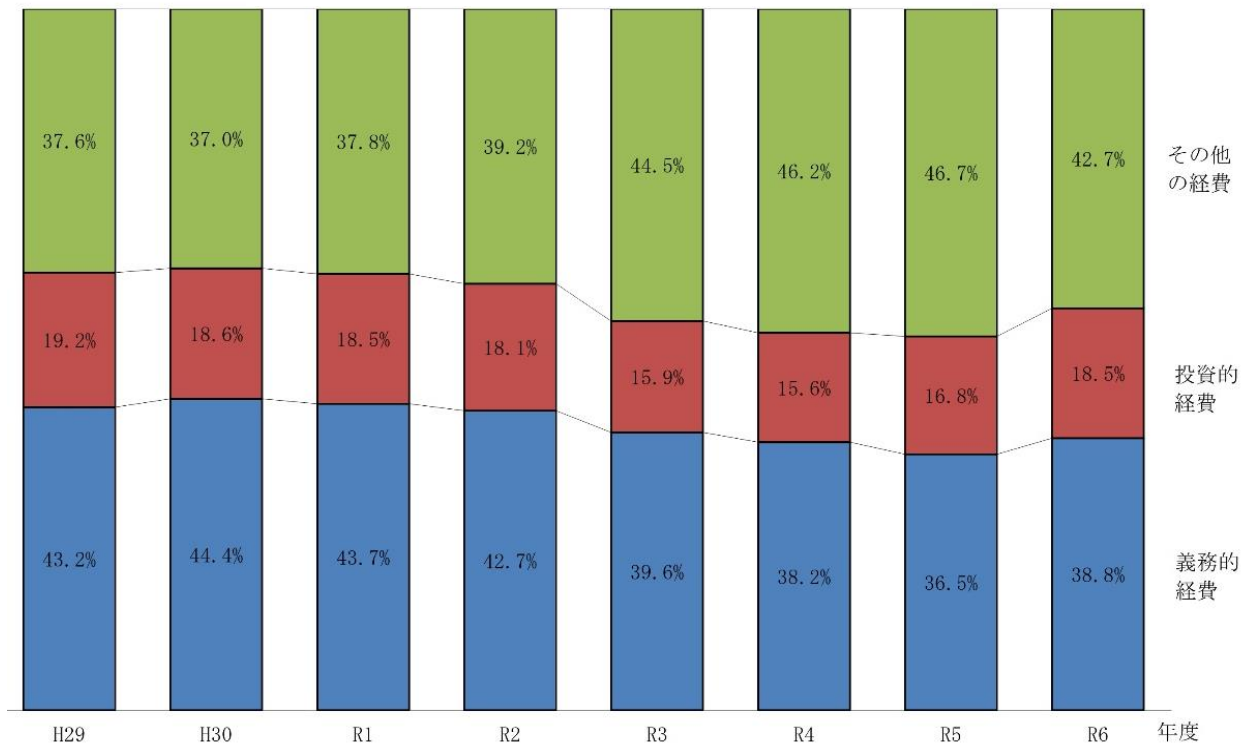
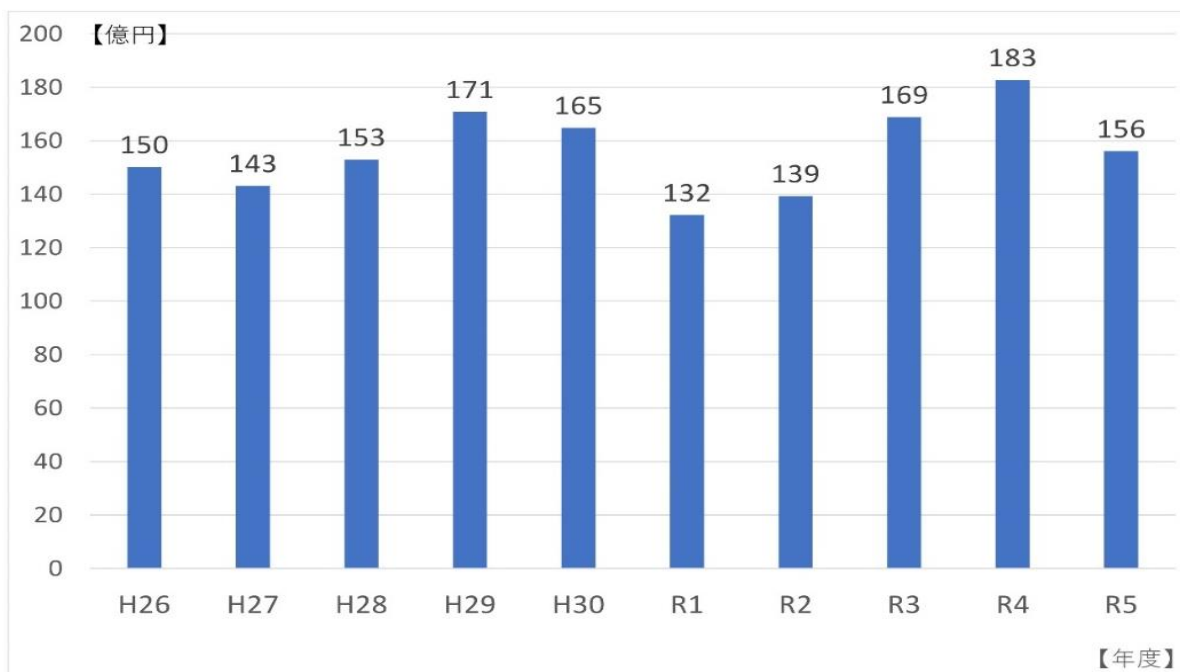


図8 性質別予算構成比の推移



出典) 青森県財政事情 (令和6年6月)

図9 維持補修費の推移



出典) 青森県普通会計決算 (各年度)

#### ウ 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

公共施設等の維持管理・更新等に要する経費は、老朽化に伴い増大が見込まれることから、中長期的な視点から対策が必要であり、従来の機能や性能に不具合が生じてから対策を行う「事後保全」から、不具合が発生する前に対策を行う「予防保全」へ転換などにより、将来にわたりライフサイクルコスト(LCC)  
※5 縮減を図ることが重要です。

なお、公共建築物及びインフラ施設において試算した結果は、以下のとおりです。

#### 公共建築物の試算 (長寿命化対策実施前後)

	対策前(A)	対策後(B)	効果額(B-A)
LCC 総額 (30年)	5,628 億円	4,663 億円	△965 億円

※BIMMS (保全マネジメントシステム) による簡易中長期保全計画による試算

#### インフラ施設 (橋梁) の試算

	事後保全(A)	予防保全(B)	効果額(B-A)
LCC 総額 (50年)	3,528 億円	1,456 億円	△2,072 億円

※青森県橋梁長寿命化修繕計画による試算

### 第三章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

#### (1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

財務部長の統括のもと、青森県公共施設等総合管理会議（平成 28 年 1 月設置）において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する取組を推進します。

また、必要に応じて作業部会を設け、分野ごとの取組を推進します。

青森県公共施設等総合管理方針に関する事務の統括：財務部長

#### 青森県公共施設等総合管理会議

会長：財務部次長、副会長：県土整備部次長（技術的事項担当）

#### (2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等を重要な経営資源ととらえ、その有効活用、長寿命化及びユニバーサルデザイン化を更に推進するとともに、維持管理・更新等に係る経費の節減を図ります。

また、国や市町村との連携強化を図り、より効率的な公共施設等の管理を推進するとともに、公共施設等の維持管理・修繕・更新等について PPP<sup>※6</sup>/PFI<sup>※7</sup>の活用を検討します。

#### ア 点検・診断等の実施方針

##### (公共建築物)

定期的な点検・診断等により公共建築物の劣化状況等を把握し、適正な管理を行います。

##### (インフラ施設)

国が定めたマニュアル等に基づきインフラ施設の点検・診断を定期的に行い、施設の健全度や優先度に応じた対策を実施します。さらに、施設の状態や対策履歴等の情報を記録・蓄積し、以降の点検・診断に活用する「メンテナンスサイクル」を構築します。

#### イ 維持管理・更新等の実施方針

##### (公共建築物)

更新等の際には、安全度や緊急度等を十分に検討し、措置を必要とする施設間での優先順位に基づき計画的に実施します。

##### (インフラ施設)

個別の施設についての計画諸元や点検・診断・修繕等の履歴を台帳等として整備し、効果的かつ効率的な維持管理を行います。また、情報の一元化については国の動向を注視しながら、広く利活用できるようにします。



## ウ 安全確保の実施方針

### (公共建築物)

耐震強度が著しく低く使用が危険な場合や、劣化が著しく周辺環境に影響を及ぼす恐れがある場合などには公共建築物の供用を廃止し除却します。

### (インフラ施設)

日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、計画的な補修工事や更新を行い施設の安全確保を図ります。

## エ 耐震化の実施方針

### (公共建築物)

「青森県耐震改修促進計画」により耐震改修を進めており、耐震性が不十分なものは概ね解消されていますが、増改築の際には、利用状況や老朽化度、目標使用年数などを総合的に勘案しつつ、引き続き計画的な耐震化を図ります。

### (インフラ施設)

インフラ施設は災害時の応急活動を支える重要な基盤となるものであることから、耐震性が不十分な施設について、引き続き計画的な耐震化を図ります。

## オ 長寿命化の実施方針

### (公共建築物)

ライフサイクルコスト※<sup>5</sup>を縮減し、将来の財政負担を平準化するため、定期的な点検・診断等により公共建築物の劣化状況等を把握し、適正な管理を行うとともに、保全措置の実施において、安全度や緊急度等を十分に検討し、措置を必要とする施設間での優先順位に基づき計画的に行うことにより、長寿命化を推進します。

### (インフラ施設)

国が定めたマニュアル等に基づきインフラ施設の点検・診断を定期的に行い、施設の健全度や優先度に応じた対策を実施します。さらに、施設の状態や対策履歴等の情報を記録・蓄積し、以降の点検・診断に活用する「メンテナンスサイクル」を構築し計画的な長寿命化を推進します。

## カ ユニバーサルデザイン化の推進方針

誰もが安全に利用しやすい施設になるよう、施設の特性を踏まえ、ユニバーサルデザイン化について検討します。

## キ 脱炭素化の推進方針

地球にやさしい青森県行動プランに基づき、施設の省エネルギー化及び再

生可能エネルギーの導入を図ります。

## ク 総量適正化の推進方針

### (公共建築物)

全庁的な調整を行った結果、移転・集約等により将来的に利用が見込まれない公共建築物について、多様な手法を活用し積極的な売却等を行うことにより、保有総量の適正化を推進します。

また、公共建築物の利用状況を定期的に調査し、執務室の標準化と共有スペースの集約等により利用空間の最適化を図るとともに、全庁的な視点から出先機関等の移転・集約など施設間の総合調整を行い、部局を越えた公共建築物の共同利用や余裕スペースの貸付等により、効率的利用を推進します。

## ケ 基準類の整備

### (インフラ施設)

国の基準類や、新たな知見・ノウハウの蓄積を踏まえ、国に準拠した県の基準やマニュアルの整備・改定を行います。なお、県の基準類については県内市町村に周知し、情報共有を図ります。

## コ 新技術の開発・導入

### (インフラ施設)

国土交通省の新技術情報提供システム (NETIS) ※8 に登録された技術や県産技術など、新技術の積極的な活用を図ります。

## サ 研修等の実施と体制の構築

### (公共建築物)

県の施設管理担当者の業務支援のための研修会を実施します。

### (インフラ施設)

施設管理者 (市町村等も含む) 及び民間企業の技術力向上のため、産学官が連携して研修や講習会を計画的に開催するなどの取組みを行います。また、技術者が不足する小規模な市町村等を支援するため、施設管理者等 (国・県・市町村等) が連携する体制を構築します。

上記に加え、県内企業が将来にわたって地域の安全を守る役割を果たすことができる環境を整えます。

## シ 個別施設計画の策定・推進

### (公共建築物)

個別施設計画が必要な公共施設等のうち計画未策定の施設について、速やかに個別施設計画を策定します。

### (インフラ施設)

個別施設計画に基づき着実に維持管理・更新等を実施するため、各施設の更新投資額の推計の精度を高めながら、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を進めます。

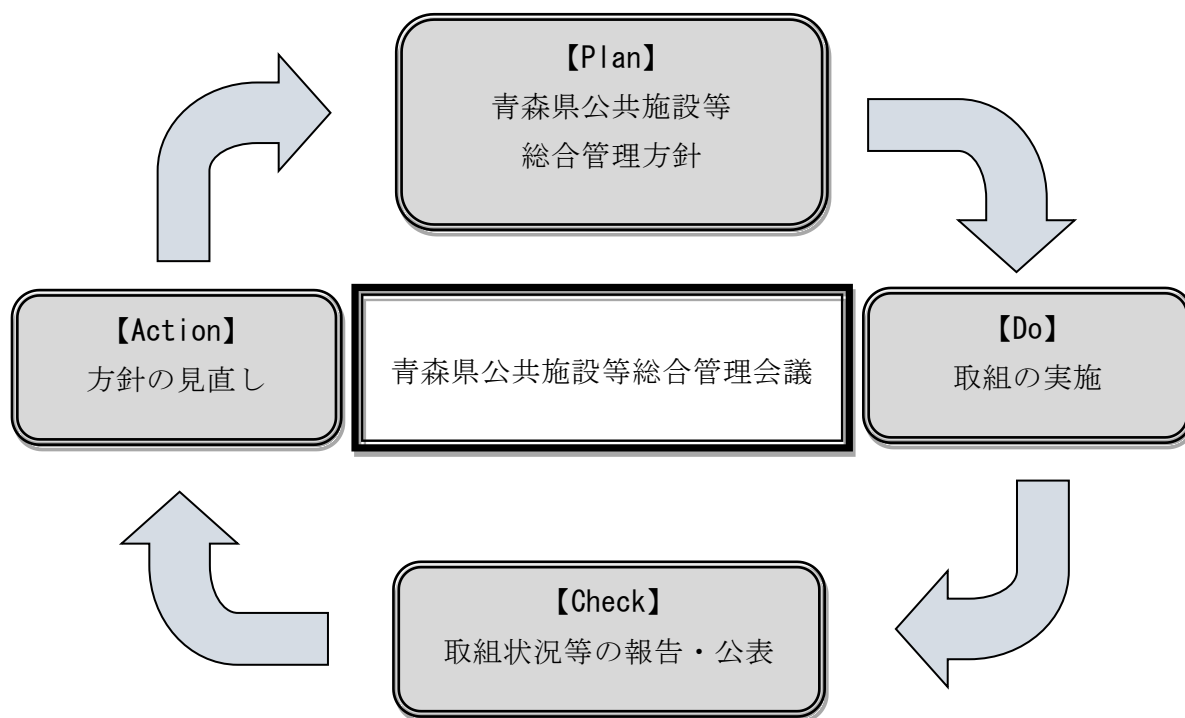
### (3) 地方公会計（固定資産台帳）の活用

公共施設等の管理を計画的・効率的に進めて行くため、固定資産台帳の活用による施設の現状分析等を適切に行い公共施設等の適正管理に反映できるように検討していきます。

### (4) 方針のフォローアップ及び見直し

方針に基づく取組実績や個別施設計画の策定状況について、毎年度公表するとともに、進捗状況や社会情勢の変化、情報の蓄積等を踏まえ、方針の見直しを行います。

図10 フォローアップの体系図



## 第四章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 ※方針別冊のとおり

### 1 公共建築物

- (1) 庁舎等その他県有建築物
- (2) 県営住宅等
- (3) 学校
- (4) 職員公舎
- (5) その他普通財産等

### 2 インフラ施設

- (1) 道路
- (2) 河川
- (3) ダム
- (4) 海岸
- (5) 砂防
- (6) 港湾
- (7) 港湾海岸
- (8) 空港
- (9) 公園
- (10) 下水道
- (11) 治山
- (12) 土地改良
- (13) 漁港漁場
- (14) 鉄道
- (15) 信号機

### 3 公営企業

- (1) 病院
- (2) 工業用水

### 4 地方独立行政法人

- (1) 地方独立行政法人青森県産業技術センター
- (2) 公立大学法人青森県立保健大学

平成28年 2月26日策定  
平成31年 1月28日改定  
令和 5年 3月22日改定  
令和 7年 2月21日改定